

市職員などに支給される給与は、国家公務員の給与制度に準じ、民間との比較やほかの地方公共団体の職員との均衡を考えて、市の職員給与条例などで定められています。

市民のみなさんに、市職員などの給与のあらましなどをお知らせします。

総務課人事係 ㊟ 1 1 1 3

市職員の給与状況を公表します

公表します



1 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には一般職員のほか、市長、副市長などの特別職の給与や市議会議員の報酬などが含まれています。

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 19年度の 人件費率
20年度	H21. 3. 31 22,695人	千円 10,725,226	千円 188,652	千円 2,876,795	% 26.8	% 32.2

(注) 人件費には事業費支弁を含みます。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

職員給与とは、人件費のうち一般職員に支給される給料諸手当をいいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
20年度	人 329	千円 1,239,937	千円 178,572	千円 500,748	千円 1,919,257	千円 5,833

(注) ①職員手当には、退職手当は含まれていません。
②職員数は平成20年 4月 1日現在の職員数です。

3 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(21年 4月 1日現在)

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
鳥羽市	304,889円	39.9歳	315,467円	49.1歳
三重県	353,145円	42.8歳	340,797円	46.6歳
国	325,521円	41.5歳	285,548円	49.2歳

4 職員の初任給の状況

(21年 4月 1日現在)

区 分	鳥 羽 市		三 重 県	
	初 任 給	初 任 給	初 任 給	初 任 給
一 般 行政職	大学卒	172,200円	178,800円	
	高校卒	140,100円	144,500円	

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(21年 4月 1日現在)

職員の給料は、職務や学歴、経験年数によって決められます。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行政職	大学卒	268,200円	297,900円	352,800円
	高校卒	222,000円	260,500円	297,900円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

6 手当の状況

扶養手当・住居手当・通勤手当 (21年4月1日現在)

区分	内容 (国の制度と同じ)	
扶養手当	ア. 配偶者	13,000円
	イ. 配偶者以外の扶養親族 ただし、配偶者のない場合 1人目	6,500円 11,000円
	2人目以降	6,500円
	なお、満16歳以上22歳までの子については 5,000円加算	
住居手当	ア. 借家、借間居住者 支給対象12,000円を超える額 最高支給額	27,000円
	イ. 自宅居住者のうち新築または購入後5年 間は2,500円	
通勤手当	ア. 交通機関利用者 全額支給限度額 支給単位期間のうち最も長い支給単位期間 の1か月当たりの運賃相当額	55,000円
	イ. 交通用具利用者 2km以上5km未満	2,000円
	5km以上10km未満	4,100円
	10km以上60km未満	距離区分に応じて 6,500円～23,600円
	60km以上	24,500円

時間外勤務手当 (企業職員を除く)

20年度	総支給額	46,975,833円
	職員一人当たり支給年額	133,834円
19年度	総支給額	60,708,884円
	職員一人当たり支給年額	165,871円

特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康などの特殊な勤務に従事する職員に対し支給 (8種類)
代表的な手当…ごみ処理に従事する職員の特殊勤務手当、消防・船舶職員の特殊勤務手当

そのほかの手当

管理職手当 (課長級職員に支給)、地域手当、夜間勤務手当などがあります。

7 期末・勤勉手当、退職手当の状況

期末・勤勉手当	(21年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.25月分 (1.1)	0.7月分 (0.82)
	12月期	1.5月分 (1.25)	0.7月分 (0.92)
	計	2.75月分 (2.35)	1.4月分 (1.74)
	※ ()内は管理職 職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり 管理職については、平成20年度後期および平成21年度前期における業績・態度を6月期および12月期勤勉手当の成績率に反映しています		
退職手当	(21年度支給率)		
	退	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	そのほかの加算措置 定年前早期退職特例措置 (年齢により2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 (20年度)		
	自己都合	15,614千円	
	定年	24,764千円	

9 定員の状況

部門別職員数の状況 (21年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成20年	平成21年		
一般行政部門	議会	4	4		業務の見直しによる減
	総務企画	53	52	△1	
	税務	17	17		
	民生	90	86	△4	
	衛生	45	42	△3	
	労働	-	-		
	農林水産	11	11		
	商工	8	7	△1	
土木	21	20	△1		
	小計	249	239	△10	
特別行政部門	教育	42	37	△5	業務の見直しによる減 欠員補充
	消防	39	40	1	
	小計	81	77	△4	
	普通会計計	330	316	△14	
会計部門	水道	16	17	1	業務内容の充実 業務の見直しによる減
	交通	33	31	△2	
	下水道	2	2		
	その他	12	12		
	小計	63	62	△1	
合計		393	378	△15	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

8 特別職の報酬などの状況 (21年4月1日現在)

区分	給料月額など	
	市副市長	市長
給料	890,000円	688,000円
報酬	議副議	445,000円
	議長	377,000円
	議員	337,000円
期末手当	(21年度支給割合)	
	6月期	1.95月分
	12月期	2.2月分
	計	4.15月分
	(加算措置 有)	
手当	(21年度支給割合)	
	議副議	6月期 1.725月分
	議長	12月期 2月分
	議員	計 3.725月分
	(加算措置 有)	

10 集中改革プランにおける職員定数適正化計画の目標

平成17年度から平成21年度までの5年間に職員数を55人(12.6%)削減します。

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度当初
職 員 数	436	423	411	392	377	381
対前年増減数		△13	△12	△19	△15	4

※17年度からの職員削減数は、59人(△13.5%)。

11 職員の採用状況

職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数を考慮して行っています。

平成21年4月1日の新規採用職員の状況は表のとおりです。

区 分	採用者数
一 般 事 務 職	2 人
保 育 士	2 人
消 防 職	1 人
技 術 職 (土 木)	1 人
船 員 ・ 航 海	1 人
看 護 師	1 人
合 計	8 人

13 勤務時間

原則週休2日制、週40時間勤務で、1日の勤務時間は8時30分から17時15分までです。

市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

15 分限処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

その種類として、免職、降任および休職があります。

平成20年度の方限処分の状況は表のとおりです。

区 分	休 職	合 計
市 長 部 局	4 人	4 人
合 計	4 人	4 人

12 職員の退職数

平成20年度の職員の退職状況は表のとおりです。なお、勲奨退職者はありませんでした。

区 分	定年退職	普通退職など	合 計
市長部局など	11 人	10 人	21 人
教育委員会	2 人		2 人
合 計	13 人	10 人	23 人

14 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇…1年(暦年)当たり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇…病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。
- ③特別休暇…特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、ボランティア休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇…配偶者などの介護が必要な期間(連続する6か月以内)について無給で与えられます。

16 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務などに違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

その種類として、免職、停職、減給、戒告があります。

市民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処していきます。

平成20年度の懲戒処分の状況は表のとおりです。

区 分	減 給	合 計
市 長 部 局	2 人	2 人
教育委員会	1 人	1 人
合 計	3 人	3 人